

船舶の大気汚染防止対策強化 国交省



2004年4月21日に公布された「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(海洋汚染防止法)」の改正内容に関し、(1)同法施行令の改正内容と、(2)原動機の窒素酸化物放出検査に関する法施行期日を定める政令が9月24日に閣議決定されました。

この施行令改正の内容は、船舶による大気汚染等の防止を目的とするマルポール条約(船舶汚染防止国際条約)の1997年の議定書が2005年5月19日に正式発効する見込みとなったことに伴い、これに対応する「海洋汚染防止法」改正の施行に向け必要な規定を整備したものです。

政令の概要は、以下のとおりです。

オゾン層破壊物質及び大気を汚染する物質の具体的内容

- ・ オゾン層破壊物質 : トリクロロフルオロメタン等
- ・ 大気を汚染する物質 : 窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮発性有機化合物

原動機の窒素酸化物の放出量に係る放出基準

すべての海域において原動機の種類及び能力によりそれぞれに放出基準を規定

海域ごとの燃料油の硫黄分の含有率等の品質の基準

- ・ バルティック海海域 : 硫黄酸化物の割合 1.5%以下
- ・ それ以外の海域 : 硫黄酸化物の割合 4.5%以下

船舶において焼却することが禁止される油、有害液体物質等及び廃棄物の範囲

- ・ ばら積み液体貨物として輸送される油等の残留物
- ・ ポリ塩化ビフェニル 等

原動機等の物件の検査等を法律の施行日前に実施することに伴う所要の規定等経過措置

題名を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」とする等所要の改正

また、原動機の窒素酸化物放出検査に関する施行期日は、改正法の施行日(2005年5月19日予定)に先立って実施することを想定し、2004年11月1日とされました。

資料:2004年9月22日付 国土交通省

機器分析箇所 田沼 祐樹

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

